

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年6月から19年5月までは26万円、同年6月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間③、④及び⑤については5万円、申立期間⑥及び⑦については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年8月1日から15年4月21日まで
② 平成16年6月21日から19年7月1日まで
③ 平成16年12月9日
④ 平成17年8月5日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年8月7日
⑦ 平成18年12月8日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が、給与明細書で確認できる当時の給与額と大きく違う。残っている限りの給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、賞与についても保険料が控除されているが、年金額には反映されていないようなので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与明細書及び事業所から提出された賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額の記録を、申立期間②のうち平成16年6月から19年5月までは26万円、同年6月は28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額については、賞与明細書及び事業所から提出された賃金台帳から、申立人が事業主から賞与を支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る標準賞与額の記録を、申立期間③、④及び⑤は5万円、申立期間⑥及び⑦は15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該賞与に係る賞与支払届を提出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①については、給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は超えていないことが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月1日から11年7月31日まで

申立期間において、給料を30万円から40万円もらっており、それに相応する保険料を控除されていたので、標準報酬月額が9万2,000円というのはおかしい。さかのぼって引き下げられていると思うので、元の記録に訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する30万円と記録されていたが、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年7月31日以降の同年9月14日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、30万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所の閉鎖登記簿謄本から代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成9年10月から病気のため労働することが不可能であったことが医師の診断書により確認できる。

また、専務取締役であった長男は、申立期間にあつては、実質的な会社の経営に自ら当らざるを得なかったことを認めている。

さらに、当時の事務担当者であった申立人の長女の供述によれば、「社長が倒れてからは、代表者印は専務である兄か私しか使えなかった。」「会社を閉鎖する以前から、保険料の滞納があった。」と供述していることから、社会保険事務について権限を有していたのは、二人のうちいずれかであったことが明らかであることから、申立人が当該標準報酬月額に係るさかのぼった訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円とすることが妥当である。

栃木厚生年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年4月から同年10月までは3万6,000円、同年11月から45年1月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から45年2月1日まで

A社にB部門が有り、昭和44年4月に分社化しC社が設立された。設立と同時に同社に移り、同年4月から45年1月分についても給料から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の資格期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び同僚の証言により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和45年2月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の保険料控除額から、昭和44年4月から同年10月までは3万6,000円、同年11月から45年1月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和44年4月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

4月から45年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年7月から同年12月までは41万円、9年1月から10年2月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年3月3日まで

社会保険事務所の職員が自宅に来て説明を受け、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が引き下げられているのを初めて知った。申立期間当時、給料が下がった覚えが無いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年7月から同年12月までは41万円、9年1月から10年2月までは50万円と記録されていたが、適用事業所ではなくなった同年4月30日以降の同年7月1日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が24万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により取締役であったことが確認できるところ、元事業主及び申立人は、当該事業所において、営業部長として勤務しており、社会保険事務等については一切携わっていなかったとしているほか、申立期間において雇用保険の加入歴を有していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該事業所において平成10年3月3日に被保険者資格を喪失しており、当該遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた同年7月1日の時点では、既に別の事業所に勤務し厚生年金保険の被保険者であることが確認できることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、

標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年7月から同年12月までは41万円、9年1月から10年2月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 31 日まで
厚生年金記録を確認したところ、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることがわかった。実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されているので、訂正前に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 10 月から 12 年 9 月までは 59 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 12 年 10 月 31 日の前日である同年 10 月 30 日付けで、申立人を含む 4 人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額を 41 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書によると、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う支給額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、A社の事業主の証言及び社会保険事務所が保管する滞納処分票の記載から、当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったが、事業主は、「申立人は、現場の仕事をしていた。社会保険の事務等は別の社員に任せていた。」と証言している上、元従業員は、「申立人は常務取締役であったが名前だけだった。社会保険の事務等は、別の担当者が行っていた。」と証言して

いることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゆう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

栃木厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成9年4月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月19日から同年4月19日まで

私は、A事業所に平成9年4月18日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。厚生年金保険の記録を確認したところ同年1月19日までしかないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び給与明細書により、申立人がA事業所に平成9年4月18日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は平成20年3月31日に解散しており、当時の事業主とも連絡がとれないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額記録は事後訂正の結果41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の32万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38万円、44万円、47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額については、18年9月を47万円、同年10月及び同年11月を44万円、同年12月を38万円、19年1月から同年5月までを44万円、同年6月を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成18年9月から19年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年7月1日まで
ねんきん定期便を受け取り、年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が低く記録されている。申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額については、当初32万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月27日に32万円から41万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額（32万円）となっている。

また、申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が保有する賃金台帳等から確認できる報酬月額により、平成18年9月を47万円、同年10月及び同年11月を44万円、同年12月を38万円、19年1月から同年5月までを44万円、同年6月を47万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から53年2月まで

申立期間は厚生年金保険の加入期間であるが、当時は国民年金と厚生年金保険に重複して加入できないことを知らなかったため、それまでと同様、町役場の集金人に国民年金保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を町役場の集金人に納付していたと主張するが、申立人から聴取しても、その記憶内容は具体的とは言い難い。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和51年10月1日に厚生年金保険に加入するとともに国民年金の被保険者資格を喪失し、53年3月21日に厚生年金保険から脱退した後、1週間後の同年3月28日に国民年金の被保険者資格を再取得(任意加入)しており、申立期間は国民年金未加入となっている。申立人はこのことについて、「国民年金の脱退及び再加入の手続を行った記憶は無く、それまでと同様に町役場の集金人が来宅していたはずである。」と主張するが、任意加入の場合、加入手続を行った日が資格取得日となることから、申立人が勤務先を退職した後、自ら再加入の手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金に加入したきっかけについて、「加入期間に空きができるかと将来年金をもらえなくなる恐れがあると聞いていたので、会社を退職した後、国民年金に任意加入した。」とも証言しており、この内容からも、申立人が申立期間について、厚生年金保険に加入しながら国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 719

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 1 月 23 日まで
私は、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 9 月 19 日まで A 社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月から A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、申立人と同時期に厚生年金保険に加入している同僚に照会したところ、「申立人を覚えていない。当時は入社してすぐには厚生年金保険には加入せず、しばらくしてから同保険に加入したと思う。」と証言していることなどから、A 社は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人の雇用保険の加入記録を見ると、厚生年金保険の被保険者資格の取得日（昭和 42 年 1 月 23 日）と同日であることが確認できる。

さらに、申立人が唯一名前を挙げた当時の上司は、既に死亡しており、当時の事情を聴取することができない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から51年10月1日まで
昭和48年8月からA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は51年10月からとなっており、申立期間の記録が無い。同事業所は厚生年金保険の適用事業所であり、勤務していたことは間違いないので、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、健康保険証をもらった記憶は無いとしており、当時の同僚の名前も記憶していないことなどから、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

また、A事業所の事業主は、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて不明としている上、事業主が提出した労働者名簿とオンライン記録を照合したところ、申立人と近接した時期に採用された2名について、いずれも採用と同時に厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間について国民年金の任意加入被保険者として保険料をすべて納付していることから、申立期間当時、自らが厚生年金保険に加入していないことを承知していたと考えるのが自然である。

このほか、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 35 年 12 月 6 日から 42 年 12 月 31 日まで

私は、昭和 35 年 4 月 1 日に A 社に入社し、その後 7、8 年継続して勤務した記憶があるので、当該事業所の厚生年金保険加入記録が、35 年 8 月 1 日から同年 12 月 6 日までの 4 か月間とされていることに納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言などにより、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と一緒に入社した同郷の同僚 3 人の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和 35 年 8 月 1 日となっていることから、当該事業所が、申立人についても入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性が考えられる。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主及び元役員の所在も不明であることから、申立人の勤務状況及び当時の厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、当該事業所は、閉鎖登記簿謄本によれば、昭和 35 年 9 月 30 日付で解散している上、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿の記録により同年 12 月 6 日付で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間内の昭和 38 年 3 月 19 日に当該事業所のあった A

市からB市に転入したことがB市の改製原戸籍附票により確認できる上、申立期間内の39年10月12日に国民年金に加入していることも確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 31 日から 35 年 4 月 25 日まで

私は、昭和 34 年 4 月中旬から 35 年 4 月 25 日まで A 社 B 事業所で勤務していた。当時は、事業所の 2 階の寮に住んでおり、次の職場に勤務する直前までそこで暮らしていた。同社で勤務していなければ寮には住めないのだから、35 年 4 月までは間違いなく勤務していたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間について、A 社 B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和 34 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日まで厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録と一致している上、申立人と同じように 2 か月以上勤務していたと回答している同僚についても、申立人と同様の加入記録となっていることが確認できる。

また、当該同僚は、厚生年金保険の被保険者であった期間以外の勤務していた期間について、厚生年金保険料を控除されていたか否かは、全く覚えていないと回答している。

さらに、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主とも連絡が取れないため、当時の状況について確認することができないが、当時の事務担当者は、「当時は資金繰りが苦しかった。」と証言しており、「会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった以降については、保険料を給料から引くということはしていないと思う。」とも証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。